

令和6年第3回三豊市議会定例会 追加提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第101号	専決処分の承認を求めることについて	2
議案第102号	工事請負契約の締結について(令和6年度 三豊市立豊中小学 校(仮称)新築工事(建築))	4
議案第103号	工事請負契約の締結について(令和6年度 三豊市立豊中小学 校(仮称)新築工事(電気設備))	5
議案第104号	工事請負契約の締結について(令和6年度 三豊市立豊中小学 校(仮称)新築工事(機械設備))	6

専決処分の承認を求めるについて

支払遅延に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 9 月 10 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

支払遅延に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和6年8月23日

三豊市長 山下 昭史

1 損害賠償の額

34円

2 損害賠償の相手方

NTTコミュニケーションズ株式会社 ビリングカスタマセンタ
所長 向井 聰

3 事件の概要

相手方に支払う令和6年5月使用分の光回線通信料の支払日を誤り、支払期限を経過したことから延滞利息34円が発生した。

市が相手方に対し、支払遅延に係る損害賠償金を支払うものである。

工事請負契約の締結について（令和 6 年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（建築））

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（建築） |
| 2 工事の場所 | 三豊市豊中町笠田竹田地内 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 2,893,000,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 香川県三豊市仁尾町仁尾辛 15 番地 1
菅・金丸・田中特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 菅組 代表取締役社長 菅 徹夫 |

令和 6 年 9 月 10 日提出

三豊市長 山下 昭史

工事請負契約の締結について（令和 6 年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（電気設備））

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（電気設備） |
| 2 工事の場所 | 三豊市豊中町笠田竹田地内 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 288,200,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 香川県観音寺市観音寺町甲 2645 番地
株式会社 久保電機
代表取締役 中川 晃良 |

令和 6 年 9 月 10 日提出

三豊市長 山下 昭史

工事請負契約の締結について（令和 6 年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（機械設備））

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（機械設備） |
| 2 工事の場所 | 三豊市豊中町笠田竹田地内 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 311,300,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 香川県観音寺市柞田町丁 93 番地 34
株式会社 四電工 観音寺営業所
所長 佐藤 直樹 |

令和 6 年 9 月 10 日提出

三豊市長 山下 昭史